平成２３年（フ）第９７３号
広島市中区舟入町１番３―901号
債務者　山本　篤子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯岡　久美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月９日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６０号
秋田県湯沢市前森３丁目５番６号
債務者　渡部　敬子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第６６号
秋田県湯沢市田町２丁目３番23号
債務者　佐藤　信彦
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第３２９号
北海道山越郡長万部町字長万部434番地の340
債務者　鈴木　千秋（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３３７号
函館市上野町33番27号
債務者　荒井真由美
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３３９号
函館市湯浜町14番３―713号
債務者　安部　　大
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３４４号
北海道上磯郡木古内町字本町297番地
債務者　堀越　孝子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３４５号
函館市上野町37番19号
債務者　山田　　弘
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３４６号
函館市陣川町98番地88
債務者　中山　明彦
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３５０号
北海道茅部郡森町字常盤町172番地の17
債務者　松谷　広明
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第８３２号
埼玉県新座市栄５丁目２番13号　アネックス栄201号室
債務者　福田　妙子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０８号
埼玉県久喜市東６丁目２番33号
債務者　山本　　忍
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１１号
埼玉県北本市本町６丁目162番地17　パシフィック本町Ⅱ103、前住所埼玉県北本市栄７番地３―18―102　内藤方
債務者　五味　秀信
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２８４号
埼玉県蕨市北町１丁目14番４号　呉荘201号
債務者　山田　明博
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９９号
埼玉県鳩ヶ谷市大字辻631番地の２　渡部マンション303号
債務者　鎌田　　晋
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３４９号
東京都江戸川区西葛西７丁目４番22―307号ジョリーマンション、申立時の住所埼玉県新座市野火止４丁目19番68―307号
債務者　池　千比呂
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６７号
埼玉県上尾市向山４丁目７番地８　石川方
債務者　鈴木　文江
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係